

学長選考会議

○：議長・委員長等(その委員会等の長)、□：議長代理、副委員長等

	所 属	職 名	氏 名	任 期 (始)	任 期 (終)	備考
○	国立大学滋賀大学	学長	位 田 隆 一	H30. 4. 1	H32. 3. 31	1号
	株式会社ダイゴ	代表取締役	川 端 和 子	H30. 4. 1	H32. 3. 31	1号
	社会福祉法人青祥会	理事長	畑 下 嘉 之	H30. 4. 1	H32. 3. 31	1号
	元オムロン株式会社副社長		平 井 紀 夫	H30. 4. 1	H32. 3. 31	1号
	公立甲賀病院	副院長	渡 邊 一 良	H30. 4. 1	H32. 3. 31	1号
□	放射線医学講座	(医学科長) 教授	村 田 喜代史	H30. 4. 1	H31. 3. 31	2号
	臨床看護学講座 (小児)	(看護学科長) 教授	桑 田 弘 美	H30. 4. 1	H32. 3. 31	2号
	生化学・分子生物学講座 (再生・修復医学部門)	教授	小 島 秀 人	H30. 4. 1	H32. 3. 31	2号
	皮膚科学講座	教授	田 中 俊 宏	H30. 4. 1	H32. 3. 31	2号
	神経難病研究センター	教授	遠 山 育 夫	H30. 4. 1	H32. 3. 31	2号
<p>第3条 学長選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 国立大学法人滋賀医科大学経営協議会規程第3条第1項第4号に規定する委員のうち、経営協議会において選出された者 若干名</p> <p>(2) 国立大学法人滋賀医科大学教育研究評議会規程第3条第1項第4号から第6号までに規定する評議員のうち、教育研究評議会において選出された者 若干名</p> <p>2 前項各号の委員の数は同数でなければならない。</p> <p>3 第1項に掲げる委員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>						